

建管第 1230 号
令和 3 年 3 月 29 日

関係各課（所）長様

建設管理課長

埼玉県県土整備部が発注する建設工事（営繕工事を除く）における 情報共有システム及び建設現場の遠隔臨場の試行について（通知）

標記について、建設現場における生産性向上を推進する取組の一環として、埼玉県県土整備部が発注する建設工事（営繕工事を除く）において、下記のとおり、情報共有システム及び建設現場の遠隔臨場を試行することとしたので通知します。

記

1. 情報共有システム（ASP）試行の概要

1) 対象工事

対象とする工事は、原則、当初設計金額60,000千円以上の工事または受注者が希望する工事とする。ただし、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、受発注者間の協議のうえ対象外とすることができる。

2) 費用の負担

情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

3) 試行スケジュール

令和3年4月から当初設計金額60,000千円以上の工事で試行し、試行結果を踏まえ令和4年4月からは同規模で本格実施する。次年度以降は対象工事を順次拡大する。

2. 遠隔臨場試行の概要

1) 対象工事

対象とする工事は、当初設計金額60,000千円以上のうち発注者が指定する工事、または受注者が希望する工事とする。なお、対象とする工事は遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種を対象とする。

効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事を次に列挙する。

- ・ 段階確認・材料確認又は立会を、映像確認できる工種
- ・ 本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場

2) 費用の負担

試行にかかる費用の負担については、以下の通りとする。

発注者指定型：試行にかかる費用の全額を実績に基づき変更にて技術管理費に積上げ計上する（ただし、現場管理費、一般管理費については対象外とする）。

受注者希望型：試行にかかる費用の全額を受注者の負担とする。

3) 試行スケジュール

当面の間は、本通知のとおりの運用とする。

3. 適用年月日

令和3年4月1日以降に公告する工事から適用する。

4. その他

- (1) 適用年月日以降の工事発注に当たっては、情報共有システムの活用についての文面を試行要領の記載例を参考に、全ての工事の特記仕様書に記載してください。
- (2) 入札公告には、該当工事の公告記載例を参考に、情報共有システム及び遠隔臨場について記載してください。
- (3) 試行要領等については、建設管理課ホームページを参照してください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kojijyoho_kyoyusystem.html
- (4) 試行要領については、試行段階での実績や課題等を踏まえ、適宜、見直しの検討を行う予定です。

担当 土木積算・建設ＩＴ担当
三谷、長嶋

電話 048-830-5199
FAX 048-830-4868